

○財務省告示第六十五号
政府資金調達事務取扱規則（平成十一年大蔵省
令第六号）第五条第十一项の規定に基づき、平成
二十九年二月六日に発行した政府短期証券の発行
条件等を次のとおり告示する。
平成二十九年三月九日

財務大臣 麻生 太郎

一 名称及び記号 国庫短期証券（第六百六十一回）

二 発行の根拠 財政法（昭和二十二年法律第三
十四号）第七条第一項、財政融
の法律及びそ 資資金法（昭和二十六年法律第
百号）第九条第一項並びに特別
会計に関する法律（平成十九年
法律第二十三号）第八十三条第
一項、第九十四条第二項、同条
第四項、第九十五条第一項、第
百三十六条第一項及び第三百十
七条第一項

三 振替法の適 社債、株式等の振替に関する法
律（平成十三年法律第七十五号）
以下「振替法」という。）の規定
の適用を受けるものとし、その
振替機関は日本銀行とする。

四 発行方法 札（以下「価格競争入札」とい
う。）による発行（以下「価格競
争入札発行」という。）及び価格
競争入札と同時に行われる入札
であつて、財務大臣が各国債市
場特別参加者ごとに応募限度額
を定めるものによる発行（以下

十六	十五	十四	十三		十二					十	十一	九
払	者	入	場	元	償					口	イ	振
込		札	所	金	還	償	行	争	非	者	特	替
期		参		支	金	還	入	札	格	・	別	単
日		加		払	額	限	発	行	競	第	参	位
							発	行	争	I	加	
							行	行	格	加	場	
							行	日	日			

あつた場合、その施行の日から
 五万円とする。その施行の日から
 振替法の規定による振替口座簿
 の記載又は記録は、最低額面金
 の整数倍の金額によるものと
 する。平成二十九年二月六日
 平成二十九年二月六日
 額面金額百円につき百円六錢五
 厘五毛以上のそれぞれの応募価
 格額面金額百円につき百円六錢七
 厘六毛
 平成二十九年五月八日
 たし、償還期が銀行休業日に
 当たるときは、その翌営業日に
 償還金を支払う。
 額面金額百円につき百円
 日本銀行
 財務大臣から通知を受けた者
 平成二十九年二月六日